

島根県後期高齢者医療広域連合告示第 19号

島根県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例の規定に基づき、平成20年度における4月1日から9月30日までの財政状況を、別紙のとおり公表する。

平成20年12月10日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦 正敬



島根県後期高齢者医療広域連合の財政状況の公表

～平成20年度上半期財政状況～

「財政状況の公表」は、広域連合の財政的な状況を知っていただくために、6月に下半期分（前年10月1日から3月31日まで）の財政状況を、12月に上半期分（4月1日から9月30日まで）の財政状況を、「島根県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例（平成19年2月1日 条例第16号）」に基づいて公表するものです。

今回は、平成20年9月30日現在の、上半期分の歳入及び歳出の概況や、財産の現在高などについての財政状況の公表となります。

今年度は4月から後期高齢者医療制度がスタートしました。県内21市町村等と緊密な連携を図りながら、広域連合の適切な運営に日々努めているところです。

具体的な財政状況については、次に示すとおりです。

1. 歳入及び歳出の概況

平成20年9月30日現在における予算執行状況（資料1のとおり）

2. 広域連合が所有する財産の現在高

広域連合は、その行政目的を達成するために財産を管理・運用しています。財産の管理状況を明確にし、常にその目的に応じて最も効率的に運用するように努めています。平成20年9月30日現在において、広域連合が所有する財産は次のとおりです。

【物 品】

区 分	数 量	摘 要
● 物 品 (備 品)	178	事務机、椅子、テーブル、パソコン、シュレッダー、テレビなどの事務所内の備品等
● 公 用 車	2	公用車（普通車及び軽箱バン）

【基 金】

名 称	金 額 (円)	摘 要
後期高齢者医療制度 臨時特例基金	229,493,619 円	被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料激変緩和措置の財源補てんのための基金

※保険料激変緩和措置とは、これまで保険料負担がなかったが、制度スタートにより新たに保険料負担が発生する社会保険等の被扶養者だった方の保険料を軽減する措置です。

3. 一時借入金及び地方債の借入状況

(1) 一時借入金

借入はありません。

(2) 地方債（広域連合債）

借入はありません。

【参考】

※一時借入金とは、一時的な現金の不足を補うためのつなぎ資金としての年度内の短期の借入金のことです。

※地方債とは、その償還が借入年度以降にわたる長期の借入金で、多額の事業費の財源を確保し、後年度に向かって、費用負担の世代間格差を是正するために行われる借金のことです。